

著作者人格権に関する一考察

——法制比較の試み(その三)

I、はじめに

II、ベルヌ条約における「著作者人格権」

1. ローマ改正会議でのイタリア提案
2. ブラッセル改正会議以降の規定

III、諸国の法制にみる「著作者人格権」

1. 「著作者人格権」の個数と地域分布
 2. 公表権を軸とした比較
 3. 氏名表示権を軸とした比較(以上筑波法政第二二二号)
 4. 同一性保持権を軸とした比較
 5. その他の比較(以上筑波法政第二二六号)
- #### IV、「著作者人格権」への制限等
1. 各「著作者人格権」と例外・制限規定
 2. 例外・制限規定の比較
 3. 制限規定の基準等

著作者人格権に関する一考察(その三)(戸波)

戸波美代

IV 「著作者人格権」への制限等

前稿までは、諸国の法制にみる「著作者人格権」について、「著作者人格権」の個数と地域分布、公表権の軸、氏名表示権の軸、同一性保持権の軸に基づく比較、その他の比較を試みた。

「ベルヌ条約創設時に定められた『著作者人格権』に比べ、今日の『著作者人格権』はどのような内容を定めているであろうか」、「古くから法制に『著作者人格権』を定めている諸国は、状況の変化にどのように対応しているであろうか」、「大陸法系諸国と英米法系諸国との間にあるとされる断層は、断層のままあり続けるのであろうか」等の問題意識をもとに、これまで諸国の「著作者人格権」を比較してきた。しかし、諸国の法制のなかには、「著作者人格権」を高らかに定義づける一方で、著作物への著しい例外・制限規定を定める諸国

もある。本稿では、「著作人人格権」の輪郭をより明確にするために、「著作人人格権」の限界を画するとみられる、この例外・制限規定を検討することにした。

(表1) (表2) (表3) (表4) は、各「著作人人格権」と例外・制限規定、例外規定等の比較、制限規定の比較、制限規定の基準等の比較を、図表化したものである。

以下では、これらを参考に、「著作人人格権」の例外・制限規定について検討していくことにする。なお、制限規定については、制限規定であることを明記しているものを主に対象とし、そのように解釈されるものについては除外することにした。

文中では、次のような略号を用いている。

- (公) 公表権 (氏) 氏名表示権 (同) 同一性保持権
- (修) 修正権 (撤) 撤回権 (ア) アクセス権
- (廃) 廃棄通知受理権 (名) 名誉権
- (そ) その他の権利

1. 各「著作人人格権」と例外・制限規定

(表1) は、各「著作人人格権」と例外・制限規定との関係、地域分布を記したものである。○印は権利が定められていることを、●印は例外・制限規定を定める条文があることを記している。

—同一性保持権に多く定められている例外・制限規定

同一性保持権が、もつとも多くの例外・制限規定を定めていることは(表1) から明らかである。例外・制限規定を定める諸国は、同一性保持権を定める三三か国のうち二八か国(八四・八%)にも及んでいる。

—氏名表示権尊重の傾向

これに対し、例外・制限規定の比較的少ない「著作人人格権」は、氏名表示権である。特に、中国については、氏名表示権を尊重する傾向があることが指摘されている。¹⁾ 著作者は、映画、テレビジョン又はビデオの著作物と一部の職務著作物については、氏名表示権のみを主張することができ、他の「著作人人格権」は、「製作者」(映画、テレビジョン又はビデオの著作物一五条)あるいは「法人又は法人格を有しない団体」(職務著作物一六条二)に属するという規定が、そのことを示す例として挙げられている。氏名表示権は主張できるが、他の「著作人人格権」は主張できないとする規定の仕方は、他の諸国にはみられない例であり、中国の文化的土壌が示唆される、興味深い内容である。

(フィリピン、フランス、ポルトガル、スペイン、スロヴェニア等の定める集合著作物の規定は、通常は、その名のもとに公表される自然人又は法人に著作人の権利が帰属するとさ

表1 各「著作者人格権」と例外・制限規定

○印：権利が定められていること。

●印：例外・制限規定を定める条文があること。

・国名の順は、権利個数と地域性に基づいている。

・その他の権利：ある種の写真及び映画の非公開権（イギリス）、利用許諾権（ベトナム）

権利地域	公表権	氏名表示権	同一性保持権	修正権	撤回権	アクセス権	廃棄通知受理権 (↓)	名誉権	その他の権利
アメリカ		○ ●	○ ●						
カナダ		○	○	○ ●					
オーストラリア		○ ●	○ ●						
シンガポール		○ ●	○ ●						
マレーシア		○	○	○ ●					
インド		○	○	○ ●					
タイ		○	○	○ ●					
南アフリカ		○	○	○ ●					
ナイジェリア		○ ●	○						
アンドラ		○ ●	○ ●						
オランダ		○	○	○ ●					
イギリス		○ ●	○ ●						○ ●
スウェーデン		○	○	○ ●	○				
チリ	○	○	○	○ ●					
フィリピン	○	○	○	○ ●					
中国	○ ●	○	○	○ ●					
ベルギー	○ ●	○	○	○ ●					
オーストリア		○ ●	○ ●	○ ●		○			
フィンランド		○ ●	○ ●	○		○			
ポルトガル		○	○	○ ●	○	○			
イタリア		○	○	○ ●	○	○			
ベトナム	○ ●	○	○						○
エジプト	○	○	○			○			
フランス	○ ●	○ ●	○ ●		○ ●				
韓国	○ ●	○	○ ●	○				○	
ロシア	○	○	○		○ ●	○ ●	○ ●		
ノルウェー		○	○	○ ●	○	○	○		
日本	○ ●	○ ●	○ ●	○	○ ●			○	
スイス	○	○	○	○ ●		○	○		
スペイン	○ ●	○ ●	○ ●	○ ●	○ ●	○ ●			
ドイツ	○	○	○	○ ●	○	○			
ポーランド	○	○	○	○ ●	○ ●	○ ●	○		
スロヴェニア	○	○	○	○	○ ●	○	○		
規定数・権利数	7/15	12/33	28/33	0/8	6/10	3/9	0/4	0/2	1/2

・コンピュータプログラムに関する特別法の規定は、本表の比較の対象からは外している。建築物等、他の著作物にも特別法は定められており、それらを検討することができなかったからである。この点については今後の課題としたい。

れ、著作者の公表権、氏名表示権、同一性保持権等を制限すると解されている。⁸⁾しかし、集合著作物の概念は国によって必ずしも同じではなく、本稿では解釈上の制限規定は検討から外したので、この規定については言及していない。

2. 例外・制限規定の比較

(表2)は諸国の例外規定等を、(表3)は諸国の制限規定を比較した表である。

―多くの著作物を保護の対象から外すアメリカとイギリス

アメリカとイギリスが、例外規定等(保護の対象や保護される主体を限定する規定を含む)を用い、他の諸国に比べ、著しい数の著作物を保護の対象から外していることは、(表2)から明らかである。

アメリカは、まず、保護の対象を極めて狭く限定し、更にその例外を定めている。このような規定の仕方は、①教育出版社をはじめとする大手の利用者団体のもつ、著作者人格権の主張への恐れを宥め、②法律の適用を、大量製品ではなく「芸術作品」(Objects of "Art")に限定する目的を達成しようとした試みを表しているとされる。⁹⁾特に、保護の対象を二〇〇部以下の限定版に絞ったことについては、法律は著作権法の意味する無体物である著作物を保護しているのではな

く、¹⁰⁾立法者は著作物が具体化されたオリジナルの保護を重視した、と解されている。

イギリスの夥しい例外規定も、厳しく批判されている。「他の英米法系諸国は、イギリスの例に従うべきではない」とも指摘されている。¹⁰⁾そもそも、現行著作権法の立法過程における議会の議論では、立法者の関心は著作者の利益を認め、実現することよりも、まず利用者団体の利益を著作者人格権に奪われることから守ることにあったと推察されている。¹¹⁾

このように、アメリカとイギリスは、利用者団体の圧力のもとに、数多くの著作物を保護の対象から外し、結果として、両国の「著作者人格権」の保護の及ぶ範囲を、実際には極めて狭いものにしてしているのである。

―撤回権に多く定められている例外規定等

(表2)はまた、アメリカ、イギリス以外の諸国は、例外規定等を撤回権に多く定めていることを示している。例外の対象となる著作物には、コンピュータプログラム(フランス、ポーランド、スロヴェニア)、視聴覚著作物(ポーランド、スロヴェニア)、職務著作物(ロシア)、建築物(ポーランド)、データベース(スロヴェニア)等が挙げられている。保護の対象からは、主に、実用を目的とする著作物が、外されているのである。

表2 例外規定等の比較

- ・例外規定等：保護の対象や保護される主体を限定する規定等も含む。
- ・各「著作者人格権」を記す記号：公表権★ 氏名表示権■ 同一性保持権●
修正権◆ 撤回権◇ アクセス権▲
廃棄通知受理権● 名誉権● その他の権利▼
- ・その他の権利：ある種の写真及び映画の非公開権（イギリス）、利用許諾権（ベトナム）
- ・国名の順は、権利個数と地域性に基づいている。
- ・アメリカについては、視覚芸術家保護法（Visual Artists' Rights Act of 1990）を比較の対象としている。

国名	例外規定等を定める権利	規定の内容
アメリカ	(氏名表示権■/同一性保持権●)	(Visual Artists, Rights Act of 1990 (VARA) 法の保護) 【保護の対象の限定】 視覚芸術の著作物 (絵画、素描、版画、彫刻、もっぱら展示を目的として製作されたスケール写真影像/署名等の記号、通し番号を付された200部以下のもの) 101条(1) 【例外規定の対象】 (i)ポスター、地図、地球儀、海図、技術図面、図表、ひな型、応用美術、映画その他の視覚芸術著作物、書籍、雑誌、新聞、定期刊行物、データベース、電子情報サービス、電子出版又は類似の出版物 (ii)広告宣伝品目、又は広告、販売促進、記述、カバー若しくは包装用の材料又は容器 (iii)(i)又は(ii)に掲げる品目の部分 101条(2)(A) 101条(2)(B) 職務上の著作物
カナダ		
オーストラリア ⁽⁵⁾	(氏名表示権■/同一性保持権●)	【保護の対象の限定】 (映画への言及がない) 190～192条
シンガポール	(氏名表示権■/同一性保持権●)	【保護の対象の限定】 (映画への言及がない) 188～190条
マレーシア		
インド		
タイ		
南アフリカ		
ナイジェリア		
アンドラ		
オランダ		
イギリス	(氏名表示権■)	【例外規定の対象】 コンピュータープログラム、コンピューター生成の著作物、タイプフェイスの意匠、職務著作物、録音物、映画、放送又は有線番組による時事の事件の報道を目的とした公正利用、美術の著作物、録音物、映画、放送または有線番組における著作物の付随的挿入、試験問題、議会及び裁判手続、王立委員会及び法定の調査、意匠文書とひな型の使用、美術の著作物から派生した意匠の利用の効果、無名又は変名の著作物 (著作権の消滅又は著作者の死亡についての推定に基づいて許される行為)、時事の事件を報道する目的として作成されるいずれの著作物、新聞、雑誌又は類似の定期刊行物、百科事典、辞書、年鑑その他の参照用の集合作物、国王の著作権又は議会の著作権が存続する著作物、国際機関に帰属していた著作物 79条

表3 制限規定の比較

- ・各「著作者人格権」を記す記号：公表権★ 氏名表示権■ 同一性保持権●
- 修正権◆ 撤回権◇ アクセス権▲
- 廃棄通知受理権● 名誉権● その他の権利▼
- ・著作物一般：著作物が特定化されていないことを示す
- ・国名の順は、権利個数と地域性に基づいている。

国名	制限規定を定める権利	規定の内容
アメリカ	(氏名表示権■/同一性保持権●)	<p>【制限規定の対象：批評、解説、ニュース報道、授業(教室における使用のための多数の複製を含む)、研究、調査等を目的とする著作権のある著作物】</p> <p>公正利用は著作権侵害とならない 107条</p> <p>公正利用となるか否かの判定要素</p> <p>(i) 利用の目的及び性格(利用が商業性を有するかどうか又は非営利の教育を目的としかどうかの別を含む)</p> <p>(ii) 著作権のある著作物の性質</p> <p>(iii) 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量及び実質性</p> <p>(iv) 著作権のある著作物の潜在的市場又は価格に対する利用の影響</p> <p>【制限規定の対象：視覚芸術の著作物】 106条のA(c)(1)(2)</p> <p>時の経過、材質の変化、保存、公開による変化は(侵害にあたらぬ)</p> <p>【制限規定の対象：建築物と一体である視覚芸術の著作物】</p> <p>建築物の撤去により著作物の破壊、変更等が生じる場合(撤去による破壊、変更等を受ける可能性を明示した、著作者の設置への同意文書がある場合、撤去に権利規定は適用されない) 113条d(1)</p> <p>建築物の撤去により著作物の破壊、変更等が生じない場合(著作者に撤去を通知するため、入念に、誠意をもって努力した場合、通知を受けた者が90日以内に撤去等を行わなかった場合、撤去に権利規定は適用されない) 113条d(2)</p>
カナダ	(同一性保持権●)	
オーストラリア	(氏名表示権■/同一性保持権●)	<p>【制限規定の対象：著作物一般】 28条2(3)(a)(b)</p> <p>設置場所、陳列される物理的手段、著作物を含む物理的構造における変化、修復、保存のための信義に反しない措置は(侵害にあたらぬ)</p>
シンガポール	(氏名表示権■/同一性保持権●)	<p>【制限規定の対象：著作物一般】 193条</p> <p>(自国外での行為は義務違反とならない)</p>
マレーシア	(同一性保持権●)	<p>【制限規定の対象：著作物一般】 191条</p> <p>(自国外での行為は義務違反とならない)</p>
インド	(同一性保持権●)	<p>【制限規定の対象：著作物一般】 25条3</p> <p>変更なしに行うことができないと想定することが合理的な時は、……変更を加えることができる</p>
タイ		<p>【制限規定の対象：コンピュータープログラム】 57条1</p> <p>利用のための“翻案”(adaptation)を制限し、損害賠償を請求することはできない</p>
南アフリカ	(同一性保持権●)	<p>【制限規定の対象：コンピュータープログラムとその関連著作物、映画、テレビ放送の著作物】 20条1</p> <p>技術的理由から絶対に必要な変更、商業的利用を目的とする変更に対抗できない</p>

国名	制限規定を定める権利	規定の内容
ナイジェリア	(氏名表示権■)	【制限規定の対象：著作物一般】 11条(1a) 著作物が、放送される時事報道に付随的に又は偶然含まれることは(侵害にあたらぬ)
アンドラ	(氏名表示権■/同一性保持権●)	【制限規定の対象：映画】 16条 著作者人格権は、完成版についてはじめて行使することができる
オランダ	(同一性保持権●)	【制限規定の対象：著作物一般】 25条 信義と社会慣行に一致する変更を加えることができる
イギリス	(氏名表示権■) (同一性保持権●)	【制限規定の対象：著作物一般】 78条 (権利主張の前提として記載が必要とされる) 【制限規定の対象：職務著作、同上、議会等、(国際機関等の著作物) 82条(1)(2) (著作者が確認される場合のみ権利は適用される)
スウェーデン	(同一性保持権●)	【制限規定の対象：建築物、応用美術】 26条c 所有者は、著作者の同意なく変更することができる
チリ	(同一性保持権●)	【制限規定の対象：著作物一般】 14条(2) 芸術的な価値を容容、削減する損害を受けた著作物の保存、再建、復旧等は(侵害にあたらぬ)
フィリピン	(同一性保持権●)	【制限規定の対象：著作物一般】 197条 合理的及び慣行の基準又は著作物が使用されるべき手段の要件に従った、……「編集、編曲、翻案」は(権利を侵害するとみなさない)
中国	(公表権★/同一性保持権●)	【制限規定の対象：映画、テレビ、ビデオの著作物/職務著作物の一部】 15条/16条2 権利は、製作者/法人又は法人格を有しない団体に属する
ベルギー	(公表権★/氏名表示権■/同一性保持権●)	【制限規定の対象：視聴覚著作物】 16条 著作者人格権は、完成された著作物にのみ行使することができる
オーストリア	(氏名表示権■/同一性保持権●) (同一性保持権●)	【制限規定の対象：職務上創作されたコンピュータプログラム】 40条b (氏名表示権20条、同一性保持権21条1)を行使する権限が雇用に属する。但し著作者であることを主張する権利19条は留保される) 【制限規定の対象：著作物一般/映画】 21条(1)(3)(8条(2) 誠実な取引における慣習及び慣行により、禁ずることのできない変更、特に著作物の正当なる利用方法又は目的から必要とされる変更は許される
フィンランド	(同一性保持権●)	【制限規定の対象：建築物、応用美術】 25条e 所有者は、技術的性質、利用の目的から著作者の同意なく変更することができる
ポルトガル	(同一性保持権●)	【制限規定の対象：教育を目的とするアンソロジー】 59条 目的上必要とされる変更は、……著作者が反対しないことを条件に許される
イタリア	(同一性保持権●)	【制限規定の対象：建築物】 20条 (重要な美術的性質を有すると認められる著作物を除き、変更に異議を申し立てられない)
ベトナム	(公表権★)	【制限規定の対象：映画及びビデオの著作物、ラジオ及びテレビ放送番組】 758条(1) (監督、カメラマン、舞台監督、作曲家及び画家には権利は帰属しない)

国名	制限規定を定める権利	規定の内容
エジプト		
フランス	(公表権★) (氏名表示権■/同一性保持権●) (同一性保持権●)	【制限規定の対象：著作物一般】 121条の2 契約に関する規定（132の24条）に従う 【制限規定の対象：視聴覚著作物】 121条の5条5 完成した著作物についてのみ、行使することができる 【制限規定の対象：コンピュータープログラム】 121条の7 (名誉、声望を害することのない変更に対処できない)
韓国	(公表権★) (同一性保持権●)	【制限規定の対象：未公表著作物】 11条2 (著作権譲渡又は利用許諾により、公表同意が推定される) 原著作者の同意を受けて作成された二次的著作物、又は編集著作物の公表は原著著作物の公表とみなす 【制限規定の対象：未公表の美術・建築・写真の著作物】 11条3 (原作品譲渡により、公表同意が推定される) 【制限規定の対象：学校教育目的に必要な著作物/建築物】 13条2(1)/13条2(2) (本質的な内容の変更を除き、教育目的上やむを得ない変更/増築、改装、その他の変更に変更を申し立てられない) 【制限規定の対象：著作物一般】 13条2(3) (本質的な内容の変更を除き、著作物の性質、利用目的及び態様からやむを得ないと認められる範囲内の変更に変更を申し立てられない)
ロシア		
ノルウェー	(同一性保持権●)	【制限規定の対象：建築物、応用美術】 29条 所有者は、技術的理由、利用の目的から著作者の同意なく変更することができる
日本	(公表権★) (氏名表示権■) (同一性保持権●)	【制限規定の対象：未公表著作物】 18条(2)1 (著作権譲渡により公表同意を推定する) 【制限規定の対象：未公表の美術・写真の著作物】 18条(2)2 (原作品譲渡により公表同意を推定する) 【制限規定の対象：映画】 18条(2)3 (著作権の映画製作者への帰属により公表同意を推定する) 【制限規定の対象：著作物一般】 19条3 (著作者表示は、利用目的、態様に照らし、公正な慣行に反しない限り、省略できる) 【制限規定の対象：学校教育目的に必要な著作物/建築物/コンピュータープログラム】 20条2(1)、20条2(2)、20条2(3) 教育目的上やむを得ないと認められる用字又は用語の変更その他の改変/増築、改装、修繕又は模様替えによる改変/利用又は効果的利用の目的から必要な改変は(権利侵害の適用から除外する) 【制限規定の対象：著作物一般】 20条2(4) (著作物の性質、利用目的、態様に照らし、やむを得ないと認められる改変は、権利侵害の適用から除外する)
スイス	(同一性保持権●) (同一性保持権●)	【制限規定の対象：建築物】 12条3 (人格を侵害する改変を除き、変更することができる) 【制限規定の対象：著作物一般】 既存の著作物を、パロディ又はそれに匹敵する著作物の変更物の作成のために利用することは許される 11条3
スペイン	(公表権★/氏名表示権■/同一性保持権●/撤回権◆/アクセス権▲)	【制限規定の対象：視聴覚著作物】 93条 著作者人格権は、決定版に関して行使することができる

国名	制限規定を定める権利	規定の内容
ドイツ (6)	(同一性保持権●)	<p>【制限規定の対象：著作物一般】 39条 (変更への同意が有義滅失により拒むことのできない場合、その変更は許される)</p> <p>【制限規定の対象：映画】 93条 著しい改変その他の著しい侵害に限り、禁止することができる</p> <p>【制限規定の対象：翻訳・移調/美術の著作物、写真の著作物/教会・学校での言語の著作物】</p> <p>62条(2)(3)(4) 利用目的に必要な変更/大きさの移行による変更・複製のために用いられる方法による変更/教会・学校又は授業の用に供するための必要な言語の著作物の変更</p>
ポーランド	(同一性保持権●) <監督権>*	<p>【制限規定の対象：視聴覚著作物】 73条 監督権は著作物の最終版に関してのみ行使することができる</p>
スロヴェニア		

※監督権は、本論文においては、同一性保持権の枠内で論じている。

- ・制限規定については、(一元論をとるドイツを例外として)「著作者人格権」の制限規定と明記されているものを比較、対照した。「映画化のための変更」(イタリア47条、チリ32条等)、「建築物の変更」(タイ41条、チリ46条等)などは、「著作者人格権」の制限規定とも解されるが、「著作者人格権」の制限規定としては明記されていないので、対象からは外している。
- ・コンピュータープログラムに関する特別法の規定は、本表の比較の対象からは外している。建築物等、他の著作物にも特別法は定められており、それらを検討することができなかったからである。この点についても、今後の課題としたい。
- ・救済についての制限規定についても、今回の比較の対象から外している。この点についても、今後の課題としたい。

―例外・制限規定が多く定められている視聴覚著作物

(表2)(表3)は、視聴覚著作物に、最も多くの例外・制限規定が定められていることを示している。

視聴覚著作物への例外規定等は五か国(アメリカ、オーストラリア、シンガポール、ポーランド、スロヴェニア)(表2参照)が、視聴覚著作物への制限規定は一一か国(南アフリカ、アンドラ、中国、ベルギー、オーストリア、ベトナム、フランス、日本、スペイン、ドイツ、ポーランド)(表3参照)が定めている。これらの諸国の定める視聴覚著作物への制限規定は、おおよそ、次のように分類することができる。

完成された著作物に限り、「著作者人格権」の行使を認める規定

- ・著作者人格権は、完成版にはじめて行使することができる(アンドラ(氏)(同)一六条)
- ・著作者人格権は、完成された著作物にのみ行使することができる(ベルギー(公)(氏)(同)一六条)
- ・(氏名表示権、同一性保持権)は、完成された著作物にのみ行使することができる(フランス(氏)(同)一一一条の二)
- ・著作者人格権は、決定版に関して行使することができる(スペイン(公)(氏)(同)(撤)(ア)九三条)

・監督権¹²は、著作物の最終版に關してのみ行使することができる（ポーランド（同）七三条）

利用目的、方法、技術的理由により変更を認めるとする規定

・技術的理由、商業的利用を目的とする変更に対処できない

（南アフリカ（同）二二条一）

・慣習及び慣行により禁ずることのできない変更、特に著作物の正当なる利用方法又は目的から必要とされる変更は許される（オーストリア（同）三八条二）

著作者以外の者に権利を帰属させる規定

・公表権は、監督、カメラマン、舞台監督、作曲家及び画家には帰属しない（ベトナム（公）七五八条一）

・映画、テレビ、ビデオの著作物の公表権と同一性保持権は、

著作者ではなく製作者に帰属する（中国（公）一五五条）

著作者の公表同意を推定する規定

・映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属した場合、著作者の公表への同意を推定する（日本（公）一八条（二）三）

・¹³重大な侵害に限り禁止できるとする規定

・著しい改変その他の著しい侵害に限り、禁止することができる（ドイツ（同）九三条）

・著作物の完成については、その他にも、共同著作物への寄与が不十分な著作物の完成への反対を制限する規定（アンド

著作物人格権に関する一考察（その三）（戸波）

ラ一五条、フランス二二一の六条、ベルギー一五条一、スペイン九一条）、主監督と製作者の合意により完成版が決定されるとする規定（アンドラ一六条、フランス二二一の五条、ベルギー一六条一、スペイン九二条一）等が定められている。いずれの規定も、多くの著作者が共同作業をする視聴覚著作物の創作過程における、共同著作物の著作権の関係を秩序づけているのである。¹³

これらの制限規定の多くは、著作者の権利を大きく制限する内容である。南アフリカが（後述のコンピュータプログラムにも）採用する「商業的利用」を目的とする変更を認める規定にしても、著作者が一度商業的利用に同意すると、すべての商業的利用に対して権利を主張できなくなるおそれがあるとされている。¹⁴ ¹⁵

視聴覚著作物のなかでも、とりわけ映画については、「映画製作における技術的、組織的、経済的投資をあらかじめ重視した利益衡量」¹⁶がされ、強い制限規定が加えられる傾向があった。「著作物人格権」の保護が厚いとされているドイツですら、「著しい改変その他の著しい侵害」に限り禁止を認めているのである。もつとも、ドイツのこの規定については、著作者の人格権が映画製作者の経済的利益の犠牲にされているとも、¹⁷また、著しい侵害等のみを禁ずることは憲法上、¹⁸条約上の問題があるとも、批判されている。映画の公表

権に関する日本の推定規定についても、「映画著作物の著作権が映画製作者に帰属すること自体が著作者の意思によらない」とされ、このような推定規定を設けることへの疑問が提起されている。²⁰⁾

技術的な発展に伴う、新たな視聴覚著作物の出現は、映画のみを特別に保護することの正当性を更に縮減していくであろう。だが、上述の共同著作物の創作を秩序づける規定のように、視聴覚著作物のなかでも、巨大な共同著作物としての特性を有するものについては、強い制限規定が加えられる傾向が、ますます強められるように思う。利用者の経済的利益を過度に配慮し、著作者の人格的利益を軽視することのない、共同著作物の創作に関する秩序作りが望まれるところである。

― 同一性保持権への制限規定が多い建築物

建築物への例外規定等は、一か国(ポーランド)(表2参照)が、建築物への制限規定は、八か国(アメリカ、スウェーデン、フィンランド、イタリア、韓国、ノルウェー、日本、スイス)(表3参照)が定めている。

建築物への制限規定は、その大半が同一性保持権に関するものである。それらはおおよそ次のように分類することができる。

利用目的、方法、技術的理由により変更を認めるとする規定
 ・所有者は、技術的理由(性質)、利用目的から変更することができる(フィンランド二五条e、ノルウェー二九条)

・(本質的な内容の変更を除く)増築、改築、その他の変更
 更に異議を申し立てられない(韓国 一三条二(二))
 ・増築、改築、修繕又は模様替えによる改変は、権利規定の適用から除外する(日本 二〇条二(二))
 ・「重大な侵害」を除き、変更を認めるとする規定

・所有者は、人格を侵害する改変を除き、変更することができる(スイス 一二条(三))
 ・本質的な内容の変更を除き、増築、改築、その他の変更
 に異議を申し立てられない(韓国 一三条二(二))

特定の価値のある著作物を除き、変更を認めるとする規定
 ・重要な美術的性質を有すると認められる著作物を除き、
 変更
 更に異議を申し立てられない(イタリア 二〇条)

設置への同意文書、通知を前提に、破壊、変更等を認める規定(保護の対象は、建築物と一体となっている視覚芸術の著作物に限定されている)

(i) 著作物を破壊、変更等することなく、建築物から撤去できない場合は、(撤去時に破壊、変更等の可能性があることを明記した) 著作者による設置への同意

文書を得ていることを前提に撤去することができる
(アメリカ 一一三条 d (一))

(ii) 著作物を破壊、変更等せずに、建築物から撤去できる場合は、著作者への通知を前提に撤去することができる (アメリカ 一一三条 d (二))

フィンランド、ノルウェー、韓国、日本の定める、利用目的、方法、技術的理由により変更を認めるとする規定には、実用品としての建築物の特性が反映されているといえよう。

スイスと韓国の定める、「人格を侵害する改変」や「本質的な内容の変更」を除いて変更を認めるとする規定は、適用に際し、著作物の核心が何であるかの具体化が求められる規定であり、注目される場所である。イタリアの定める、重要な美術的性質の認められる著作物を除いて変更に異議を申し立てられないとする規定は、著作物の美術的な価値を判断基準としており、著作権法の規定としては特異である。

アメリカの定める、設置への同意文書や著作者への撤去通知を前提にして、破壊、変更等を認めるとする規定は、視覚芸術家保護法 (Visual Artists' Rights Act of 1990) のなかでは、もっとも著作者を保護しているであろうとされる規定である。この規定は、変更、破壊の禁止を通知義務に容許しているとも解されている。²⁰⁾しかし、規定が保護の対象として

いる著作物は、建築物そのものではなく、建築物と一体となっている視覚芸術の著作物に限られている。

ーコンピュータプログラムと弱い「著作者人格権」

コンピュータプログラムへの例外規定等は、四か国(イギリス、フランス、ポーランド、スロヴェニア)(表2)、コンピュータプログラムへの制限規定は、五か国(インド、南アフリカ、オーストリア、フランス、日本)が定めている(表3)。

コンピュータプログラムへの制限規定は、おおよそ次のように分類することができる。

利用目的、方法、技術的理由により変更を認めるとする規定

・ 利用のための「翻案」を制限し、損害賠償を請求することはできない(インド(同)五七条(一))

・ 技術的理由、商業的利用を目的とする変更に反対できない(南アフリカ(同)二一条一)

・ 利用又は効果的利用の目的から必要な変更は、権利規定

の適用から除外する(日本(同)二〇条(三))

著作者以外の者に権利を帰属させる規定

・ 職務上の著作物であるコンピュータプログラムの氏名表示権(二〇条)、同一性保持権(二一条一)を行使す

る権限は、雇用者が有する(著作者であることを主張する権利(一九九条)は留保される)(オーストリア(氏)(同)(四〇条b))。

特定の侵害を除き、変更に対抗できないとする規定

・ 名誉、声望を害することのない変更に対抗できない(フランス(同)一二二条の七)

その他、コンピュータプログラムについては、ベルギー、ロシアのように特別法を用いて公表権を認めない規定、中国、ポルトガルのように特別法を用いて同一性保持権を認めない規定など、著作者の権利を著しく制限する規定が定められている。特に、コンピュータプログラムを氏名表示権や同一性保持権の保護の対象から外す規定については、ベルヌ条約の保護水準を下回るのではないかとの疑いもたれている。²³⁾

著作物としてのその特性から、コンピュータプログラムの「著作者人格権」が部分的に制限されることが必然であるにしても、それが「著作者人格権」を過度に弱めることを正当化することにはならないはずである。ここでは、プログラム創作者の権利が弱められていることが、伝統的な著作物の著作者に与える影響が心配されている。²⁵⁾

(オランダ(一九九四年改正)、スウェーデン(一九九三年改正)、フィンランド(一九九五年改正)、イタリア(一九九二年改正)、スペイン(一九九六年改正)、ドイツ(一九九

三年改正)²⁶⁾等は、一九九一年五月一四日のEC指令(一九一/二五〇/EEC)(制限される行為の例外「五条一」)に対応する規定を定めている。EC指令には、「著作者人格権」への言及はなく、「著作者人格権」に関する規定は国内法に委ねられている。もともと、これらの諸国は、コンピュータプログラムに関する「著作者人格権」規定は定めず、「コンピュータプログラム」の翻案は、それが確な利用のために必要であるときは、著作権侵害を構成しない/著作権者の許諾を要しない」等の文言を用い、コンピュータプログラムの変更に関する「著作権」の制限規定のみを定めている。

—異なった著作物には、異なったルール

視聽覚著作物、建築物、コンピュータプログラムなど、特定の著作物に特定の制限規定が定められる傾向は、「異なったカテゴリーの著作物には、少なくとも異なったルール」が必要であることを示している。職務著作物については、「従業者の著作者人格権」(Arbeitsnehmerpersönlichkeitsrecht)を規定することも提言されている。²⁷⁾改正が予想されているオーストラリアの著作権法案に至っては、著作物を「文芸、演劇、音楽の著作物」「美術の著作物(artistic work)」「映画の著作物」に分類し、各々について「同一性保持権」が定められている。ここでは、例えば「美術の

著作物」に限り、破壊に反対する権利が認められている。³²⁾
プログラム創作者の弱い「著作人人格権」が、伝統的な著作物の著作者に与える影響が心配されていることは上述したが、著作物の特性を配慮した、より個別的な内容の「著作人人格権」規定が求められているのである。

以上のような例外・制限規定の検討からは、アメリカとイギリスが多くの著作物を保護の対象から外していること、例外・制限規定が視聴覚著作物に多く定められていること、建築物への制限規定は同一性保持権に関するものが多いこと、コンピュータープログラムの「著作人人格権」が弱められていること、著作物の特性を配慮した、より個別的な内容の「著作人人格権」の規定が求められていることなどが明らかにされた。

3. 制限規定の基準等

諸国の制限規定の比較、検討からは、共通に用いられている、幾つかの基準や手法が抽出された。

以下では、英米法系諸国と大陸法系諸国との対比を考慮にいれながら、これらの基準や手法を検討することしよう。

主な基準や手法には、(1)利用目的、方法、技術的理由、(2)慣行、(3)保存、修復等、(4)著作物の完成、(5)重大な侵害、

著作人人格権に関する一考察(その三)(戸波)

(6)著作者以外への権利の帰属、(7)信義(誠実)、(8)合理性、(9)公表同意の推定等、を挙げることができる。

(表4)は、それらの共通して採用されている基準や手法を、英米法系諸国と大陸法系諸国に分けて記したものである。

制限の対象となっている著作物やその利用形態は、

①建築物 ②教育目的等の著作物 ③コンピュータープログラム ④視聴覚著作物 ⑤翻訳、移調 ⑥美術及び写真の著作物 ⑦応用美術 ⑧著作物一般(対象が特定化されていないことを示す)である。

本文中には、それらを、国名(①)⑧の制限の対象となる著作物やその利用形態/基準や手法)と記した。

(1) 利用目的、方法、技術的理由(英米法系諸国：三か国大陸法系諸国：七か国)

氏名表示権に、「利用目的、方法、技術的理由」を基準にした制限規定を定め、著作者表示の省略を認めている国は、日本(⑧著作物一般/利用目的及び態様、公正な慣行)である。

同一性保持権に、「利用目的、方法、技術的理由」を基準にした制限規定を定め、著作物の変更を認めている諸国は、インド(③コンピュータープログラム/利用目的)、南アフリカ(③コンピュータープログラム ④視聴覚著作物/技術的理由、商業的利用目的)、

フィリピン(⑧著作物一般/著作物が使用されるべき手段)、オーストリア(④視聴覚著作物、⑧著作物一般/正当なる利用方法又は目的)、フィンランド(①建築物、⑤応用美術/技術的性質、利用目的)。

ポルトガル(②教育目的等の著作物/教育目的)、ノルウェー(①建築物、⑤応用美術/技術的理由、利用目的)、韓国(①建築物/増築、改築、その他の変更)(②教育目的等の著作物/教育目的)(⑧著作物一般/著作物の性質、利用目的及び態様)、

日本(①建築物/増築、改築、修繕又は模様替え)(②学校教育上の著作物における用字又は用語/教育目的)(③コンピュータプログラム/利用又は効果的な利用)(⑧著作物一般/著作物の性質、利用目的及び態様)、ドイツ(②教会、学校等の用に供する言語の著作物/教育目的)(⑤翻訳、移調/利用目的)(⑥美術及び写真の著作物/大きさの移行、複製方法)である。

この基準を用いて制限規定を定めている諸国は大陸法系諸国に多く、制限の対象には、①建築物、③コンピュータプログラム、②教育目的等の著作物、④視聴覚著作物などが挙げられている。

もつとも、③コンピュータプログラム、④視聴覚著作物、

⑧著作物一般については、英米法系諸国、大陸法系諸国が共通してこの基準を用いていることも観察される。「利用目的、方法、技術的理由」は、英米法系諸国と大陸法系諸国の「著作者人格権」のハーモナイゼーションにとつて、ひとつの重要な要素になると思われる基準である。

(2) 慣行(英米法系諸国：一か国 大陸法系諸国：三か国) 氏名表示権に、「慣行」を基準にした制限規定を定め、著作者表示の省略を認めている国は、日本(⑧著作物一般/公正な慣行)である。

同一性保持権の制限規定に、「慣行」を基準にした制限規定を定め、著作物の変更を認めている諸国は、オランダ(⑧著作物一般/社会慣行)、フィリピン(⑧著作物一般/慣行的基準、オーストリア(④視聴覚著作物、⑧著作物一般/慣習及び慣行)である。

慣行は、大陸法系諸国により多く採用されている基準である。英米法系諸国のなかで、この基準を用いている国は、アジアに属するフィリピンのみである。

(3) 保存、修復等(英米法系諸国：二か国 大陸法系諸国：一か国)

同一性保持権に、「保存、修復等」を基準にした制限規定

表4 制限規定の主な基準等

各「著作者人格権」：(公)-公表権(氏)-氏名表示権(同)-同一性保持権(修)-修正権
 (撤)-撤回権(ア)-アクセス権(廢)-廢棄通知受諾権(名)-名誉権

著作物一般：著作物が特定化されていないことを示す

制限の対象となる著作物と著作物の利用形態：①建築物 ②教育目的等の著作物 ③コンピュータプログラム ④視聴覚著作物 ⑤翻訳、移調 ⑥美術及び写真の著作物 ⑦応用美術 ⑧著作物一般

制限規定の基準と手法	英米法系諸国	大陸法系諸国
(1) 利用目的、方法、技術的理由		
① 建築物		フィンランド (同) ノルウェー (同)
〃		韓国 (同)
〃		日本 (同)
② 教育目的等の著作物		ポルトガル (同)
〃		韓国 (同)
〃		日本 (同)
③ コンピュータープログラム	インド (同) 南アフリカ (同) 南アフリカ (同)	ドイツ (同) 日本 (同)
④ 視聴覚著作物		オーストリア (同) フィンランド (同)
⑤ 応用美術		ノルウェー (同)
〃		ドイツ (同)
⑥ 翻訳、移調		ドイツ (同)
⑦ 美術及び写真の著作物		オーストリア (同)
⑧ 著作物一般	フィリピン (同)	韓国 (同) 日本 (氏) (同)
〃		
(2) 慣行		
④ 視聴覚著作物		オーストリア (同)
⑧ 著作物一般	フィリピン (同)	日本 (氏) (同) オランダ (同) オーストリア (同)
〃		
(3) 保存、修復等		
⑧ 著作物一般	アメリカ (同) カナダ (同)	チリ (同)
〃		
(4) 著作物の完成		
④ 視聴覚著作物		アンドラ (氏) (同) ベルギー (公) (氏) (同) フランス (氏) (同) スペイン (公) (氏) (同) (撤) (ア) ポーランド (同)
〃		
〃		
(5) “重大な侵害”		
① 建築物		韓国 (同)
〃		スイス (同)
② 教育目的等の著作物		韓国 (同)
③ 視聴覚著作物		ドイツ (同)
⑧ 著作物一般		韓国 (同)
(6) 著作者以外への権利の帰属		
③ コンピュータープログラム		オーストリア (氏) (同) 中国 (公) (同) ベトナム (公)
④ 視聴覚著作物		
〃		
(7) 信義（誠実）		
⑧ 著作物一般		オランダ (同) ドイツ (同)
〃		
(8) 合理性		
⑧ 著作物一般	マレーシア (同) フィリピン (同)	
〃		
(9) 公表同意の推定等		
①（未公表）建築物		韓国 (公)
④ 視聴覚著作物		日本 (公)
⑥（未公表）美術及び写真の著作物		韓国 (公)
〃		日本 (公)
⑧（未公表）著作物一般		韓国 (公) 日本 (公)
〃		

を定め、著作物の変更を認めている諸国は、アメリカ(⑧)著作物一般/時の経過、材料の固有の性質、保存又は公開による変化)、カナダ(⑧)著作物一般/設置場所、陳列等における変化、修復又は保存のための措置)、チリ(⑧)著作物一般/芸術的な価値を変容、削減する損害を受けた著作物の保存、再建等)である。この規定は、特に美術館等を配慮したものとされている。³³

保存、修復等は、英米法系諸国により多く採用されている基準である。大陸法系諸国のなかで、この基準を用いる国は、アメリカ大陸の周辺に位置するチリのみである。

(4) 著作物の完成(大陸法系諸国：五か国)

視聴覚著作物の著作者人格権に、「著作物の完成」を基準に、「著作者人格権は、完成版についてのみ行使できる」と定めている諸国は、アンドラ(氏名表示権、同一性保持権)、ベルギー(公表権、氏名表示権、同一性保持権)、フランス(氏名表示権、同一性保持権)、スペイン(公表権、氏名表示権、同一性保持権、撤回権、アクセス権)、ポーランド(監督権)、である。

「著作物の完成」は、大陸法系諸国に特有の基準である。

(5) 重大な侵害(大陸法系諸国：三か国)

同一性保持権に、重大な侵害を基準にした制限規定を定め、著作物の変更を認めている諸国は、韓国(①建築物②教育目的等の著作物 ⑧著作物一般/本質的な内容の変更)、スイス(①建築物/人格を侵害する改変)、ドイツ(④視聴覚著作物/著しい改変その他の著しい侵害)である。

(6) 著作者以外への権利の帰属(大陸法系諸国：三か国)

公表権、氏名表示権、同一性保持権を「著作者以外の者に帰属」させるとする規定は、中国(公表権、同一性保持権)、オーストリア(氏名表示権、同一性保持権)、ベトナム(公表権)が定めている。

大陸法系諸国である中国、オーストリアが、「著作者人格権」を著作者ではなく、製作者や雇用者に帰属させていることは、注目されることである。

(7) 信義(誠実)(大陸法系諸国：二か国)

同一性保持権に、「信義(誠実)」を基準にした制限規定を定め、著作物の変更を認めている諸国は、オランダ(⑧著作物一般/信義)、ドイツ(⑧著作物一般/「信義誠実)である。

「信義(誠実)」は、大陸法系諸国に特有の基準である。

(8) 合理性(英米法系諸国・二か国)

同一性保持権の制限規定に、「合理性」を基準に制限規定を定め、著作物の変更を認めている諸国は、フィリピン(⑧)著作物一般/合理的基準)、マレーシア(⑧)著作物一般/合理的)である。カナダも、氏名表示権の定義条文中に「合理的な状況における」との制限要件を採用していたが、「合理性」は、英米法系諸国に共通して用いられる基準である。³⁶⁾ (もつとも、大陸法系諸国に属するオランダの氏名表示権、同一性保持権の定義条文も、「合理性」の基準(「変更への反対が不合理な場合を除き」)を採用している)³⁶⁾

(9) 公表同意の推定等(大陸法系諸国・二か国)

公表権の制限規定に、「公表同意の推定や公表のみなし規定の手法」を用いる諸国は、韓国(①建築物⑥美術及び写真の著作物⑧著作物一般/公表同意の推定等)及び日本(④視聴覚著作物⑥美術及び写真の著作物⑧著作物一般/公表同意の推定)である。

未公表の建築、美術、写真の著作物には、「原作品譲渡」による公表同意の推定(韓国)

未公表の美術、写真の著作物には、「原作品譲渡」による公表同意の推定(日本)

映画には、「著作権の映画製作者への帰属」による公表同

著作者人格権に関する一考察(その三)(戸波)

意の推定(日本)

未公表著作物一般については、

「著作権譲渡又は利用許諾」による公表同意の推定(韓国)

「著作権譲渡」による公表同意の推定(日本)

原著物一般については、「原著作者の同意を受けて作成された二次的著作物、又は編集著作物の公表」を原著物の公表とみなす規定(韓国)

が定められている。

著作者による原作品の譲渡や、著作権の譲渡は、著作者が意思をもってなす積極的な行為であり、著作者による公表への同意は、明らかであるといえよう。むしろ「未公表著作物の著作権を譲渡しておきながら、譲受人がいざその著作権を行使する段になると、著作者が公表権を行使するというのでは著作権譲渡は意味をなさぬ」とされる。³⁷⁾

しかし、韓国の定める二次的、編集著作物への利用許諾を、原著物の公表同意とみなす規定については、利用許諾の対象である二次的、編集著作物と、公表同意の対象である原著物とは、異なった著作物であり、翻訳のような二次的著作物を除き、なお検討の余地があるように思う。

映画の「著作権の映画製作者への帰属」による公表同意の推定規定についても、著作者の意思は明確には推定されないとして、規定を設けたことへの上述のような疑問が提示され

ている。

この他、共通して採用されてはいないため、(表4)には掲げていない基準に、イギリスの定める氏名表示権の「主張の要件としての証書への記載規定」一〇三条一)や、スイスの定める同一性保持権の「パロディ規定」基準がある。

イギリスは、氏名表示権を主張する要件として、証書への記載を求めている。予め著作者に権利主張を明記させるこの要件については、権利行使にいかなる方式の履行も求めないベルヌ条約の無方式主義(ベルヌ条約五条二)に違反すると批判されている。³⁹⁾

スイス(一一一条)は、「著作者人格権」の項目に、「既存の著作物を、パロディ又はそれに匹敵する著作物の変更物の作成のために利用することは許される」と定めている。これは、「著作者は、政治的、文化的な関心をもって、パロディやそれに匹敵する変更物(風刺、もじり)を創作するには、承諾を得る必要はない」と解される規定である。これに対し、ベルギー、フランス、スペイン、スロヴェニア等は、著作権の項目(「著作権の例外」(ベルギー二二二条六)、「著作権の制限」(フランス二二二条五、スペイン三九条)、「著作権の自由利用」(スロヴェニア五三条二))に、パロディ規定を定めている。そして、制限要件(「該当するジャンルのきまりを配慮する」(フランス)、「誠実な慣行を配慮して」(ベルギー)、「該

当する著作物と混同されるおそれを有しないもので、かつ原著作物またはその著作者に損害をもたらさないとき」(スペイン)、「著作物の出所について誤解を招く、あるいは招くおそれがない限りで」(スロヴェニア)を例外なく設けている。スイスは、このような制限要件を設けておらず、上述の解釈の示すように、文言上極めて広範なパロディによる制限基準を定めているといえよう。

以上、諸国の「著作者人格権」の規定に採用されている主な制限基準や手法である、比較からは、(1)利用目的、方法、技術的理由(一〇か国)⁴⁰⁾(2)慣行(四か国)(3)保存、修復等(三か国)(4)著作物の完成(五か国)(5)「重大な侵害」(三か国)(6)著作者以外への権利の帰属(三か国)(7)信義(誠実)(二か国)(8)合理性(二か国)(9)公表同意の推定等(二か国)を検討した。これらの基準や手法は、英米法系諸国にのみ、あるいは英米法系諸国により多く観察されるもの、大陸法系諸国にのみ、あるいは大陸法系諸国により多く観察されるもの、英米法系諸国と大陸法系諸国に共通に観察されるものに、更に分類された。

英米法系諸国にのみ、あるいは英米法系諸国により多く観察される基準等には、(3)「保存、修復等」(8)「合理性」が挙げられる。

大陸法系諸国にのみ、あるいは大陸法系諸国により多く観察される基準等には、(1)利用目的、方法、技術的理由(2)「慣行」(4)「著作物の完成」(5)「重大な侵害」(6)著作人以外への権利の帰属(7)「信義(誠実)」(9)公表同意の推定等が挙げられる。

英米法系諸国が「合理性」の基準を重視し、大陸法系諸国が「信義(誠実)」の基準を重視することについては、各々の法思潮のもつ文化的な基盤との関連を指摘することができるとは、恐らく出来ない。

英米法系諸国と大陸法系諸国に共通して観察される基準には、(1)利用目的、方法、技術的理由(インド、南アフリカ、フィリピン、オーストリア、フィンランド、ポルトガル、ノルウェー、韓国、日本、ドイツ)、(2)慣行(オランダ、フィリピン、オーストリア、日本)、(3)保存・修復等(アメリカ、カナダ、チリ)を挙げることができる。興味深いことは、これらの共通基準が、アジア・アフリカ諸国(インド、南アフリカ、フィリピン、韓国、日本)、ヨーロッパ大陸の周辺に位置する諸国(オランダ、オーストリア、フィンランド、ノルウェー)、アメリカ大陸の周辺に位置する諸国(カナダ、チリ)に広く散在していることである。

アジア・アフリカ諸国、ヨーロッパ大陸の周辺や、アメリカ大陸の周辺に位置する諸国に、共通の制限基準が広く散在

していることは、これらの諸国の法制に着目することに、「著作人人格権」のハーモナイゼーションを導く具体的、現実的な可能性があることを、示唆しているのかもしれない。

注

- (1) Zhi Wei: Der Urheberrechtsschutz in China mit Hinweisen auf das Deutsche Recht, 1994, S.66 f.
- (2) vgl. Dorothee Altenburg: Die neuere Entwicklung des Urheberpersönlichkeitsrechts in Deutschland und Frankreich, 1994 S.90 f./Mina Trampusz: Das neue Urheberrecht in Slowenien - eine europäische Landschaft stellt sich vor, GRUR Int., 1995, S.772 f.
- (3) 拙稿「筑波法政第三号一二二頁の表参照。もともと、フィンランド著作権法がアクセス権を追加する改正をしたことなどから、国名の順等は若干異なっている(表1参照)。
- (4) 廃棄通知受諾権(仮称)は、本稿以降、廃棄通知受理権と記すことにする(表1参照)。
- (5) See, Geller/Nimmer: International Copyright Law and Practice, Aus.76 (表2参照)。
- (6) ドイツ著作権法六二条は「著作権の制限」の項目にあるが、一元論に基づく項目分けであることから、本論文では「著作人人格権」の制限規定に分類している。分類に際しては、Geller/Nimmer: International Copyright Law and Practice of Germany の分類方法を参考にした。(表3参照)

- (7) Jane C.Ginsburg: Copyright in the 101st Congress: Commentary on the Visual Artists Rights Act and the Architectural Works Copyright Protection Act of 1990, RIDA April 1992, p.107
- (8) Jane C.Ginsburg: *supra*note 7, p.107
- (9) Jochen Dieselhorst: Das Ende des "amorales" Copyrights?, GRUR Int.1992, S.908 f.
- (10) Jane C.Ginsburg: Moral Rights in a Common Law System, [1990] 4 ENT. L.R. p.130
- (11) Jane C.Ginsburg: *supra*note 10, p.129.
- (12) 本論文では、ホーランドの監督権は、同一性保持権に分類してゐる。拙稿筑波法政第二十八号二一九頁参照。
- (13) See, Geller/Nimmer: *supra*.note 5, Bel-43
- (14) Gerald Dworkin: "The moral right of the author", ALAI Congress of ANTWERP, 1993 p.111 Gerald Dworkin 教授は、文言上は、著作者が一旦商業的利用に同意すると、すべての商業的利用について同一性保持権を自動的に法的に放棄するものとなるべきであると述べてゐる。
- (15) Owen H Dean: "Protection of the Author's Moral Rights in South Africa" Copyright World, 4.1996, p.41 Owen H Dean 氏は、実務上は「改変 (distortion)」、削減 (mutilation) 及び「変更 (modification)」の区別は難しくなつてゐるが、その制限規定は「改変 (distortion)」、削減 (mutilation)」には適用されなうと述べてゐる。
- (16) Schricker: Urheberrecht, 2. Auflage, S. 1451
- (17) Haimo Schack: Urheber- und Urhebervertragsrecht, 1997, S. 451 f.
- (18) Fromm/Nordemann: Urheberrecht 8. Auflage, 1994, S.548 f.
- (19) 齊藤博「著作者人格権の理論的課題」民商法雜誌第一一六巻第六号八三二頁。
- (20) 前掲注(19)八三二頁。齊藤教授は、「映画著作物に関しては、実質上公表権がないと認めよう」と述べ、「公表権が不当に利用されない」ことを避けようとしたのであれば、公表権の濫用の問題として処理するべきで済み、敢えてそのような制限規定を設けるまでもないであろう」と述べた。
- (21) Peter H Karlen: Moral Rights in the USA, Copyright World, November / December 1991, p. 19
- (22) Jochen Dieselhorst: a. a. O. (ann.9) S. 908 f.
- (23) ホーランドの規定がメルヌ条約に抵触する可能性があること指摘は、Geller / Nimmer: International Copyright Law and Practice, Pol. 35 参照。
- (24) Jochen Marly: Urheberrechtsschutz für Computersoftware in der Europäischen Union, 1996, S. 71 f.
- (25) Thomas Dreier: Verletzung urheberrechtlich geschützter Software nach der Umsetzung der EG-Richtlinie, GRUR, 1993, S. 783 f.
- (26) See, Geller / Nimmer: *supra*. note 5, NETH-22
- (27) See, Geller / Nimmer: *supra*. note 5, ITA-19
- (28) See, Geller / Nimmer: *supra*. note 5, SPA-22
- (29) See, Geller / Nimmer: *supra*.note 5, GER-31

- (30) Adolf Dietz: *The Artists' Right of Integrity Under Copyright Law - A Comparative Approach*, IIC VOL. 25, 1994, p. 184
- (31) Gerhard Schricker: *Urheber auf dem Weg zur Informationsgesellschaft*, S.95 f.
- (32) The Parliament of the Commonwealth of Australia, House of Representatives: *Copyright Amendment Bill 1997*, p.11
- (33) Jochen Dieselhorst: a.a.O. (ann.9) S.908 f.
- (34) 拙稿筑波法政三二号一六六頁参照。
- (35) Gerald Dworkin: *supra. note 14*, p.110
- (36) 拙稿筑波法政三二号一八頁、二六号五五頁参照。
- (37) 前掲注(19)八三二頁。
- (38) Sheila J. McCartney: "Moral Rights Under the United Kingdom's Copyright, Designs and Patents Act of 1988", *Columbia-VLA Journal of Law&The Arts*, Vol.15: 205, 1991, p. 239
- (39) Manfred Rehbinder: *Schweizerisches Urheberrecht*, 1996, S. 112f.
- (40) 利用目的、方法、技術的理由の基準については、アメリカの「公正利用」の基準の判定要素 (i) 利用の目的及び性格 (使用が商業性を有するかどうか、非営利の教育を目的とするかどうか) (ii) 著作物の性質 (iii) 著作物全体との関連における使用された部分の量及び実質性 (iv) 著作物の潜在的市場又は価格に対する使用の影響」と共通する内容が含まれている。だが、特定の著作物について多く用いられている利用目的、方法、技術的理由の

基準と、英米法系諸国における判例の蓄積のなかで形成されてきた「公正利用」の基準とは、その実質的な内容を注意深く検討する必要があるように思われる。